消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十三号

消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費者基本法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者基本法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年十二月十三日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百九十四号

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項第七号、第三十三条第一項及び第三十九条第二項本文（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第二項及び第三項ただし書並びに第十七条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号中「第六号」を「第九号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　太陽光発電設備及び風力発電設備

三　津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

第十条中「第七条第四号」を「第七条第二号に掲げる施設、同条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に、「同条第六号」を「同条第八号」に、「同条第九号」を「同条第十一号」に、「同条第十号」を「同条第十二号」に改め、同条第一号イ⑷中「第十一条の七第一項第二号」を「第十一条の六第一項第二号」に、「第十一条の七第一項第一号」を「第十一条の六第一項第一号」に改める。

第十一条の二第一項第二号イ及びロ中「第十一条の六第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号」に改め、同項第三号中「桁（けた）」を「桁」に改める。

第十一条の七を削る。

第十一条の六第一項中「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「及び同条第五号」を「又は同条第七号」に改め、同条を第十一条の七とし、第十一条の五の次に次の一条を加える。

（太陽光発電設備等の占用の場所に関する基準）

第十一条の六　法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設又は同条第八号に掲げる施設（以下この条において「太陽光発電設備等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、太陽光発電設備等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一　太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

二　自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該太陽光発電設備等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2　第十条第一号（ロ及びハに係る部分に限る。）及び第二号から第五号までの規定は、太陽光発電設備等について準用する。

第十一条の八第一項中「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改める。

第十一条の九第一項及び第十一条の十第一項中「第七条第十号」を「第七条第十二号」に改める。

第十二条第一号ハ中「食事施設等」を「第七条第八号に掲げる施設」に改める。

第十九条第一項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

別表第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二号に掲げる工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	二、一〇〇	一、〇〇〇	八二〇
第七条第三号に掲げる施設		Aに〇・〇二八を乗じて得た額		

別表第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表第七条第六号に掲げる施設、第七条第七号に掲げる施設、第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、第七条第九号に掲げる応急仮設建築物、第七条第十号に掲げる器具及び第七条第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第八号」を「第七条第九号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に、「第七条第十号」を「第七条第十二号」に、「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改め、同表の備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は施設」を「、施設又は工作物」に改め、同条第三号中「第七条第六号」を「第七条第二号に掲げる工作物、同条第三号に掲げる施設、同条第八号」に、「第七条第七号、第八号及び第十一号」を「同条第九号、第十号及び第十三号」に改める。

第十七条の表第十一条の二第五項の項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　羽田雄一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦